

共同受入事業に関する規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約は、当組合の外国人技能実習生共同受入事業（以下「本事業」という。）に
関し、法令及び当組合の定款に従い、事業の適正な実施、技能実習生の保護、並び
に組合員の事業の発展及び国際協力の推進に資することを目的とする。

第2条（用語の定義）

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. **技能実習法**: 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）をいう。
2. **実習実施者**: 本事業に基づき技能実習生を受け入れる当組合の組合員をいう。
3. **技能実習生**: 実習実施者の下で技能等の修得等を目的として在留する外国人をいう。
4. **送出し機関**: 技能実習生を日本へ送出する外国の機関をいう。

第3条（事業の実施）

1. 当組合は、技能実習法その他関係法令及び主務大臣の告示を遵守し、適正な監理を行うものとする。
2. 本事業の実施については、この規約に定めるもののほか、法令、定款及び関係規定によるものとする。

第2章 実習実施者の要件及び義務

第4条（実習実施者の要件）

本事業に基づき技能実習生を受け入れようとする組合員は、次の各号に掲げる要件
を全て満たさなければならない。

1. 当組合の事業に積極的に参加し、協調性を有すること。

2. 技能実習法第9条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。
3. 技能実習を円滑かつ適正に実施するために必要な体制(指導員、生活指導員、施設等)を有すること。
4. 実習実施者として負担すべき費用(監理費、入国後の講習費用等)を遅滞なく支払うこと。

第5条 (実習実施者の義務)

実習実施者は、本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 技能実習計画に基づき、適正に技能実習を実施すること。
2. 技能実習生に対し、日本人と同等以上の適正な報酬を支払うこと。
3. 技能実習生の人権を尊重し、暴行、脅迫、不当な拘束その他の人権を侵害する行為を行わないこと。
4. 技能実習の実施状況及び技能実習生の生活状況について、当組合が求める報告を速やかに行うこと。

第3章 監理及び費用

第6条 (監理の方法)

1. 当組合は、実習実施者が技能実習計画に従って適正に技能実習を実施しているか否かを定期的に監査し、必要な指導及び助言を行うものとする。
2. 監査の頻度は、技能実習法及び関係法令に定める基準(3か月に1回以上)を満たすものとする。

第7条 (監理費用の徴収)

1. 当組合は、本事業の実施に伴い生じる経費を賄うため、実習実施者から適正な監理費用を徴収することができる。
2. 監理費用の額及び徴収方法は、別に定める細則によるものとする。
3. 技能実習法に基づき、当組合は、実習実施者が負担すべき監理費用を技能実習生に負担させてはならない。

第4章 技能実習生の保護

第8条（人権の保護）

当組合及び実習実施者は、技能実習生の人権を尊重し、技能実習生に対して職業選択の自由、財産の所有権その他の人権を不当に制約する行為をしてはならない。特に、次の各号に掲げる行為は禁止する。

1. 技能実習生の旅券(パスポート)又は在留カードを保管すること。
2. 違約金又は損害賠償を定める契約を締結すること、及びその履行を求めること。

第9条（相談・苦情対応体制）

1. 当組合は、技能実習生からの相談及び苦情に対応するための窓口を設置し、その体制を整備するものとする。
2. 相談・苦情の申出があった場合は、技能実習生の秘密を保持しつつ、速やかに必要な調査を行い、実習実施者に対し是正指導等の適切な措置を講じるものとする。

第5章 雜則

第10条（規約の改廃）

この規約の改正及び廃止は、当組合の総会の議決を経なければならない。

第11条（細則）

この規約の実施に関し必要な細目については、別に定める細則による。

附則 この規約は、2021年7月20日より施行する。